

況であったにもかかわらず、●●のアルバイト収入の認定は、平成30年4月から基礎控除及び未成年者控除等を減じた全額についてなされ、保護脱却経費が認定されなくなった。このような突如とした保護脱却経費の不認定は、過剰な収入認定をするものであって違法であり、そのために●●は、平成30年4月限りで高校を中退せざるを得なくなり、大学進学を目指すという当初の目標達成がほとんど不能となってしまった。

- (3) ●●の高校就学に必要な経費について、通学費は月額●●●●●●●円、授業料は年額●●●●●●●円、教材費は年額●●●●●●●円、その他の3年時の支出は年額●●●●●●●円になる。また、部活動の支出は、月額●●●●●●●円から●●●●●●●円程度になる。よって、通学費だけでも学習支援費では全く不足する状況にもかかわらず、●●のアルバイト収入から一切収入認定控除がなされていない。
- (4) 請求人が受給する、月額●●●●●●●の児童扶養手当が、平成30年4月分から月額●●●●●●●円に減額されたが、収入認定額が減額されていない。

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね以下の理由により本件処分に違法又は不当な点はなく、適法かつ適切である旨主張している。

- (1) ●●のアルバイト収入については、自立更生計画書で提出された大学入学費用だけではなく、高等学校等就学費の基準額では賄いきれない就学費用についても次官通知第8の3の(3)のクの(ア)に基づき収入認定していない。
- (2) ●●のアルバイト収入に係る平成30年4月の収入認定については、保護脱却経費●●●●●●●円のうち、これまでの累計認定額●●●●●●●円との差額である●●●●●●●円を収入認定しない取扱いとし、また、●●が平成30年3月31日付けで退学したことを受け、高校在学に係る控除費用が発生しないことから、基礎控除、未成年者控除及び必要経費(所得税)の控除を行った額を収入認定したものである。●●の退学により、平成30年4月以降は高等学校等就学費の基準額では賄いきれない就学費用は発生しておらず、法で定めている控除を行ったものであるから、当該収入認定が、●●が高校を中退せざるを得なくなった理由とはならない。
- (3) ●●のアルバイト収入に係る収入認定については、全て保護脱却経費(自動車運転免許取得のための積立てに必要な経費)として控除されており、収入認定額は発生していない(高等学校等就学費の基準額では賄いきれない就学費用を控除するための収入認定額が生じていない)。
- (4) 請求人が受給する、月額●●●●●●●円の児童扶養手当については、平成30年4月から月額●●●●●●●円に減額されているが、請求人に減額後の児童扶養手当が支払われるのは、平成30年8月からであり、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8の1の(4)の(ア)に基づき、当該手当の受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割し、平成30年8月1日付けで減額後の金額に認定替えを行っている。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 就労収入の認定について

イ 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度に

において行うものとする。」と規定している。

ロ 法第25条第2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。(以下略)」と規定している。

ハ 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」と規定している。

ニ 次官通知第8の2は、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」としている。

ホ 次官通知第8の3の(1)のアの(イ)は、勤労収入を得るための必要経費として、「社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。」としている。

ヘ 次官通知第8の3の(3)は、アからチまでの17項目を掲げ、収入として認定しないこととしている。そのうちクでは、「高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの(ウからキまでに該当するものを除く。)

(ア)生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費(学習塾費等を含む。)及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であつて、その者の就学のために必要な最小限度の額 (イ)当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額」としている。

ト 局長通知第8の1の(1)のアの(ア)は、勤労(被用)収入の取扱いとして、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務している者の収入については、本人から申告させるほか、前3箇月分及び当該月分の見込みの基本給、勤務地手当、家族手当、超過勤務手当、各種源泉控除等の内訳を明記した給与証明を徴すること。ただし、給与証明書を徴することを適当としない場合には、給与明細書等をもって、これに代えても差しつかえないこと。」としている。

チ 課長通知第8の間58の2の答は、次官通知第8の3の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」を認定する場合の使用目的として(1)から(4)までの4項目を掲げ、そのうち(1)では、「自動車運転免許等の就労に資する技能を習得する経費(技能修得費の給付対象となるものを除く)」を、(2)では、「就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費(事前に必要な受験料(交通費、宿泊費など受験に必要な費用を含む。)及び入学金等に限る。)」としている。

(2) 児童扶養手当の収入認定について

局長通知第8の1の(4)のアは、児童扶養手当の収入認定について、「6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」としている。

2 本件処分の検討について

(1) ●●のアルバイト収入の認定について

イ 高等学校等就学費で賄いきれない経費等及び保護脱却経費の取扱いについて

請求人は、第2の1の(1)のとおり、●●のアルバイト収入の認定において、●●●●●の学費等は収入認定しない取扱いとすべきと主張し、また、第2の1の(2)のとおり、平成30年4月分給与から保護脱却経費が認定されなくなった旨を主張していることから、本件処分における●●のアルバイト収入の認定について、違法又は不当な点がないか検討する。

1の(1)のへに示すとおり、高等学校等就学費の支給対象とならない経費(学習塾費等を含む。)及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額(以下「高等学校等就学費で賄いきれない経費等」という。)と当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額(以下「保護脱却経費」という。)については、収入として認定しない取扱いをすることが認められている。処分庁は、この次官通知に則って平成28年7月21日付けで●●から提出された自立更生計画書に記載されていた自動車運転免許取得費用●●●●円と、平成29年4月25日付けで●●から提出された自立更生計画に記載されていた大学進学に伴う入学に要する経費●●●●円の合計●●●●円を保護脱却経費と認め、●●の平成28年7月分給与から収入認定しない取扱いを開始し、当該保護脱却経費の合計額が●●●●円に達した平成30年4月分給与まで(平成29年9月分を除く。)継続したことが認められる。

また、同様に、処分庁は、●●の●●●●●●●●●●の授業料について、平成29年2月分給与及び平成29年9月分から平成30年3月分までの各月の給与の収入認定に当たり、高等学校等就学費で賄いきれない経費等として、収入認定しない取扱いをしていたことが認められる。

しかし、●●のアルバイト収入の認定に当たっては、1の(1)のホに示す必要経費の控除を行うべきところ、平成29年1月分給与の所得税●●●●円、平成29年7月分給与の所得税●●●●円及び平成29年12月分給与の所得税●●●●円を必要経費として収入認定額から控除しておらず、また、平成28年8月分から平成28年11月分までの給与収入については、収入申告額の妥当性及び必要経費の有無を確認するために必要となる給与明細書等の挙証資料を徴取することなく、収入認定を行っている。

さらに、平成29年9月分給与の収入認定においては、高等学校等就学費で賄いきれない経費等が●●●●●●●●円であったのに対して、処分庁が収入認定しない取扱いとした額は●●●●●●●●円であり、その差額●●●●●●●●円については、翌月以降の収入から控除する等の取扱いがなされていない。これらの点について、処分庁が適正に収入認定を行っていれば、●●の平成30年4月分給与の収入認定において、同収入から控除される保護脱却経費の額は●●●●●●●●円ではなく、これと異なるものであったと考えられる。

したがって、収入認定額に誤りが認められる本件処分は違法又は不当な処分と言え、取消しを免れない。

ロ 保護脱却経費等の認定終了について

50円(月額)、学習支援費5,150円(月額)、学級費●●●●●円(月額)、通学交通費●●●●●円(●●●●●●●●●●を利用した場合の3か月定期代)を認定し、さらに、平成30年4月19日付けで教材費●●●●●円を認定し、請求人世帯に支給しているが、これに対して請求人が、高等学校等就学費の支給額だけでは不足する経費があることについて、処分庁に相談したとする事実は、請求人から提出された関係書類及び口頭意見陳述の内容から確認することはできない。

したがって、本件処分における●●のアルバイト収入の認定は適正に行われていると認められることから、請求人の当該主張は、本件処分を違法又は不当とする理由とはならない。

(3) 児童扶養手当の認定について

請求人は、児童扶養手当の支給額が平成30年4月分から減額されたにもかかわらず、収入認定額が減額されていないと主張しているが、児童扶養手当は4か月の期間ごとに支給される手当であることから、同手当の収入認定は、1の(2)に示すとおり、受給月である平成30年8月から次回受給月の前月である平成30年11月までの各月に分割して収入認定することとなる。処分庁は、第1の11のとおり、改定後の児童扶養手当が平成30年8月に支給されることを確認し、その4か月分の支給額●●●●●●●●円(平成30年4月分から平成30年7月分まで)を次回受給月の前月である平成30年11月までの4月に分割して収入認定していることから、児童扶養手当の認定については、違法又は不当な点はない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年6月7日

宮城県知事 村 井 嘉 浩